埼玉県生活環境保全条例の一部改正について　埼玉県

The Knights

この度、排出水の汚染状態の測定を行わなかった者に対し罰則が適用されることとなった水質汚濁防止法（以下、水濁法）の改正（平成22 年5月）に伴い、水質汚濁防止法施行規則（以下、施行規則）が改正（平成23 年3月）されました。この中で測定回数が規定されるとともに、施行規則で規定された測定回数より多い回数を各都道府県の条例で定めることができる旨についても規定されています。

これを受け、埼玉県においても、従来、埼玉県生活環境保全条例施行規則で規定していた測定回数を、同条例本文で定めるための改正準備が行われ、意見が募集されました。

改正骨子案の内容は以下の通りです。

1）埼玉県生活環境保全条例施行規則にて、測定回数を規定（年4～12回）
　→埼玉県生活環境保全条例にて測定回数を規定（現行と同じ年4～12回）

2）1）の測定における違反者に対する罰則なし
　→違反者には水濁法における罰則を適用（水濁法第33条:罰金30万円以下）

当社では水質汚濁防止法に係る排水分析において、長年の実績と多くの経験があります。詳細情報に関してのご質問等も合わせてお気軽にお問い合わせ下さい。

資料　2011 年 7 月 16 日付 埼玉県ホームページ

生活環境箇所　清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336 -0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

放射性物質の測定を開始しました！

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに８月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。

お問合せはこちら